認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類について

次の理由に該当する方については、認定基準額を超過していても認定される場合があります。 *所得超過により、必要書類の提出をされても認定とならない場合がありますので、ご了承ください。

Ė	理由	必 要 書 類 (コピー 可)
ア	失業中であるため、令和5年中の所得では 参考にならない。 (対象失業期間:令和6年1月1日~令和7年1月8日) ※定年退職は失業中には含まれません。	雇用保険受給資格者証 (令和6年1月から令和6年12月までに受給期間があるもの) ※雇用保険を受給していない場合 個人事業の開業・廃業等届出書
1	疾病により休職中であるため、令和5年中の所得で は参考にならない。 (対象休職期間:令和6年1月1日~令和7年1月8日)	次の2点の書類 (令和6年1月から令和6年12月までに休職期間があるもの) (1) 勤務先が発行した「休職証明書」等 ※休職(予定)期間が配載されたもの (2) 医師の診断書 ※長期に渡り就労することができない状況であることがわかるもの
ゥ	(1) 令和5年の所得について確定申告期限以降に確定申告を行い、その医療費控除額が認定基準超過額と同額又は上回る(対象期間:令和5年1月1日~令和5年12月31日) (2) 令和6年1月1日以降の期間の連続した12ヶ月の医療費の合計が10万円を超える場合にその超過額が認定基準超過額と同額又は上回る(対象期間:令和6年1月1日~令和7年1月8日) ※医療費控除の対象となる医療費のみを考慮します。 ※右記(1)と(2)はそれぞれ提出できますが、考慮されるのはより高額な医療費がかかっている方のみとなります。	(1)に該当する場合 確定申告の結果が反映された課税額(非課税)証明書 ※令和5年にかかった医療費につきましては、ご自身で医療費控除の手続きを行っていただ き、医療費控除が反映された課税額(非課税)証明書の提出をお願いします。 ※令和5年の確定申告期限までに医療費控除の手続きを行っており、令和6年1月1日時点で 川崎市に住民登録があった方については、課税額(非課税)証明書の提出は不要です。 (2)に該当する場合 左記(2)の期間の医療費の額がわかる書類の写し(健康保険組合等から送付 される医療費等のお知らせ又は医療費の領収書等) ※入院給付金や出産一時金等の補填がある場合は、その書類を提出してください。 ※審査に使用した必要書類は返却できないため、今後医療費控除の確定申告等の予定がある方は必ず写しての提出をお願いします。
エ	市町村民税の非課税又は減免の適用を受けた。 ※土地、建物や株式等、資産の売却や譲渡に伴う損失計上による場合や住宅取得控除は除きます。 ※世帯全員の状況を証明することが必要です。	次の書類のいずれか ※ エからクについては、最新の年度(令和6年度のもの)の書類を提出してください。 ・発除証明書 ・課税額証明書(減免されている旨が記載されているもの)
ォ	個人事業税の減免の適用を受けた。 ※適用理由は災害被災の場合のみとなります。	個人事業税の減免を受けた旨の通知書(減免事由の記載があるもの)
カ	固定資産税の減免の適用を受けた。 ※適用理由は土地が変型を生じた場合、家屋又は償却資産が被災した場合のみとなります。	固定資産課税台帳記載事項証明書(減免事由の記載があるもの)
+	国民年金の保険料の減免又は国民健康保険の保険料の減免及び徴収猶予の適用を受けた。 ※満22歳以上の世帯全員が上記の適用を受けたことを証明することが必要です。 ※国民健康保険の保険料の軽減は対象外です。	(1) 国民年金の保険料の減免の場合 (次の書類のいずれか)※対象免除期間:令和6年7月~令和7年6月 ・国民年金保険料免除納付猶予申請承認通知書 ・国民年金保険料免除理由該当通知書 (2) 国民健康保険の保険料の減免及び徴収猶予の場合 (次の書類のいずれか) ・国民健康保険料減免承認決定通知書 ・国民健康保険料減免承認決定通知書
ク	生活福祉資金の貸付を受けた。 (貸付期間又は決定日:令和6年1月1日~令和7年1月8日)	生活福祉資金貸付決定通知書
ケ	職業安定所登録日雇労働者である。 ※世帯で収入のある人が複数いる場合は、収入のある人全員分の証明が必要です。	雇用保険被保険者手帳
П	定時制高等学校の4年生など、令和6年4月2日現在 で満18歳以上の高校生が世帯員にいる。 ※高等学校等就学費を基準額に加えることにより、認定される場合が あります。	在学証明書 (対象となる高校生が在学する高等学校長の職印が押印されたもの) 又は学生証等